

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の
制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和 2 年 5 月 1 日
環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

今般制定された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第1号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※行政手続法（平成5年法律第88号）抄

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3（略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一 公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。

二～八（略）

以上